

政令指定都市仙台の住宅事情

尚絅女学院短大 桂 重樹

目的 家族生活の場である住居は、健全な生活を営む上でも、適正な費用で一定水準以上のものが得られることが必須である。近年の出生率の低下は住宅事情の悪化も一つの原因として考えられる。土地価格の上昇が止まり、住宅価格、家賃の高騰が沈静化して質の良い住宅が入手できる環境が整ってきたように見えるが、実態はあまり改善されているとは言い難い。そこで、本研究では政令指定都市に移行し、都市化が進行している仙台市の住宅事情を、平成5年度に実施された住宅統計調査結果を中心に分析を行った。

方法 平成5年度に実施された住宅統計調査結果を用いて、仙台市の平均世帯人員、住宅の規模、居住水準などについて分析を行った。この結果を、前回の昭和63年に実施された調査結果とも比較することにより、政令指定都市に移行した後の住宅事情の変化について検討した。

結果 平均世帯人員は宮城県で3.45人、仙台市で2.66人、世帯数の45%を占める持家に限定すると3.43人であった。全世帯で見れば昭和63年調査時の2.87人と比較して平均世帯人員は低下している。住宅の規模は、持家に関しては113.1m²から116.12m²と拡大しているものの、借家では44.38m²から41.95m²と縮小している。最低居住水準未満率は持ち家では1.33%と前回とほとんど変化がないが、公営借家では25.1%から23.85%とわずかではあるが改善されている。このように住宅事情が好転してきたとはいえず、特に借家において規模拡大が進んでいない。このことは子供を持つ世帯が借家を求めることが困難であることを示しており、家族向けの借家の充実が望まれる。